

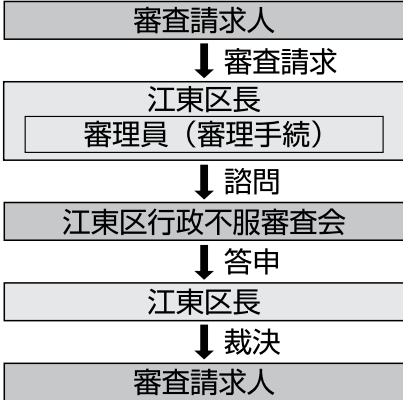
行政処分に関する 不服申立制度が変更 に 審査請求期間を60日以内から3か月以内に延長など

4月から行政不服審査法が改正され、行政処分に関する不服申立制度が大きく変わります。主な変更事項は、次のとおりです。

- ①異議申立を審査請求に統合
- ②審査請求期間を60日以内から3か月以内に延長
- ③審理手続を行う審理員の導入
- ④第三者機関である江東区行政不服審査会への諮問手続の導入

これにより、審査請求における審理・裁決の公正性・透明性がより向上します。

新しい審理手続の流れ



ただし、開示決定に関する場合など、個別の法令に基づき③および④を行わず、現行の手続等による審査請求もあります。

総務課文書係

☎(3647)4021

妊婦健診の公費助成を拡充

検査項目にHIV抗体検査と 子宮頸がん検診が追加に

4月から

区が公費助成を行う妊婦健診の検査項目に、4月からHIV抗体検査と子宮頸がん検診が追加されます。

「HIV抗体検査」1回目の妊婦健診で実施します。4月以降に1回目の妊婦健診を受診される方は、3月までに交付された受診票でも公費助成の対象として検査を受けられます。

「子宮頸がん検診」主治医と相談の上、受診してください（原則、1回目の妊婦健診で実施します）。3月中に妊婦健診の受診票を交付された方が4月以降に

所得の 低所得の高齢者向け 年金生活者等 支援臨時福祉給付金 申請受付は4月中旬開始予定

区では、対象となる可能性のある方へ4月中旬に申請書を送付し、受付を開始する予定で準備を進めています。詳細は、区報や区ホームページで随時お知らせします。制度の概要は下表をご参照ください。

※4月中旬に受付開始を予定しているのは、①年金生活者等支援臨時福祉給付金（低所得の高齢者向け）のみです。

臨時福祉給付金の支給を装った振り込め詐欺にご注意を

現時点で、区が区民の皆さんの世帯構成や銀行の個人情報を知照することはありません。ま

豊洲子ども家庭支援センター

リフレッシュひびき保育開始

面接登録は4/4(月)～ 在宅で子育てを している方を支援

豊洲子ども家庭支援センター（みずべ）で、在宅で子育てをしている方のお子さんを一時的にお預かりする「リフレッシュひととき保育」を開始します。保護者の方のリフレッシュを目的としているため、買い物、美容院等、理由を問わずご利用いただけます。

ご利用には事前に面接登録（予約制）が必要です。母子手帳を持ってお越しください。

面接登録

時 4月4日（月）～5月30日（月）
月・水曜午前10時～午後

た、区や厚生労働省などが、給付金支給のためにATM（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）、携帯電話・パソコン等のメール操作、手数料などの振込みなどをお願いすることは絶対にありません。

相談窓口を開設

臨時福祉給付金について相談窓口を開設しています。

「開設場所」区役所8階エレベーターホール

「受付時間」午前9時～午後5時（土・日曜、祝日を除く）※区役所の駐車場は駐車できる台数が限られているため、なるべく公

4時（正午～午後1時を除く）、金曜午後1時～4時※6月以降は月曜日のみ※面接登録の日時は4月1日（金）10時より電話で予約を受け付けます。

「場」豊洲子ども家庭支援センター（豊洲5-1-1201豊洲シエルタワー2階）

保育利用概要

「利用開始日」6月1日（水）
「保育時間」月～金曜9時～正午、午後1時～午後5時。1時間単位で、1日あたり3時間以内

「休日」土・日曜、祝日、年末年始

公共交通機関のご利用をお願いします。

「江東区臨時福祉給付金コールセンター」※期間により番号が

名称	概要	支給対象者	給付額	受付時期
①年金生活者等支援臨時福祉給付金（低所得の高齢者向け）	賃金引上げの恩恵が及ばない低所得の高齢者等への支援と高齢者世帯の所得全体の底上げを図るために支給する。	平成27年度臨時福祉給付金の対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる方（昭和27年4/1以前に生まれた方）	一人につき30,000円	4月中旬～7月中旬（予定）
②年金生活者等支援臨時福祉給付金（低所得の障害・遺族基礎年金受給者向け）	消費税率の引上げ（5%→8%）に伴い、所得の低い方への負担の影響を緩和するため暫定的・臨時的な措置として支給する。	平成28年度臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の対象者のうち、障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している方（①に該当する方を除く）	一人につき30,000円	9月頃～（予定）
③平成28年度臨時福祉給付金（簡素な給付措置）		平成27年度臨時福祉給付金と同様（基準日は平成28年1/1時点）	一人につき3,000円	9月頃～（予定）

※①と②は併給されません。

異なりますのでご注意ください。

「3月31日（木）まで」
☎0570(08)9292

※一部、IP電話などでつながらない場合は
☎(6832)7715

「4月1日（金）から」
☎0570(06)9292
※つながらない場合は
☎(6832)7732

心身障害者医療費助成 中学校卒業などで 受給対象となる方は手続きを

この春中学校を卒業し、江東区子ども医療費助成（㊟）制度の受給が終了（15歳に達した日以後の最初の3月31日まで）する方のうち、次に該当する方は心身障害者医療費助成（㊿）制度の対象となりますので、申請手続きをしてください。

○印鑑
○平成27年1月1日時点で江東区にお住まいでなかった方は保護者の平成27年度課税（非課税）証明書
㊿障害者支援課障害者福祉係
☎(3647)4952
FAX(3647)4910

適用期間		4/1(金)～8/31(水)
対象所得		平成26年中所得
扶養親族の数	所得制限基準額	扶養親族が5人を超えるときは、1人につき38万円を加算します。 扶養親族の中に、老人控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がいるときは、左記基準額に一定額を加算します。医療費・社会保険料（一律80,000円）・配偶者特別控除等については、総所得より相当額を控除します。
0人	3,604,000円	
1人	3,984,000円	
2人	4,364,000円	
3人	4,744,000円	
4人	5,124,000円	
5人	5,504,000円	